



令和5年4月1日から 自転車乗車用ヘルメット 着用が努力義務化

業務中の自転車
乗車時も
お忘れなく

道路交通法の一部改正（令和5年4月1日施行）により、従来、児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項とされていた乗車用ヘルメットの利用について、改正法の施行後は、**全ての自転車の運転者が乗車用ヘルメット着用**に**努めなければならない**こととなります。

『自転車安全利用五則』を守りましょう！

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



交通安全情報発信中！！

